

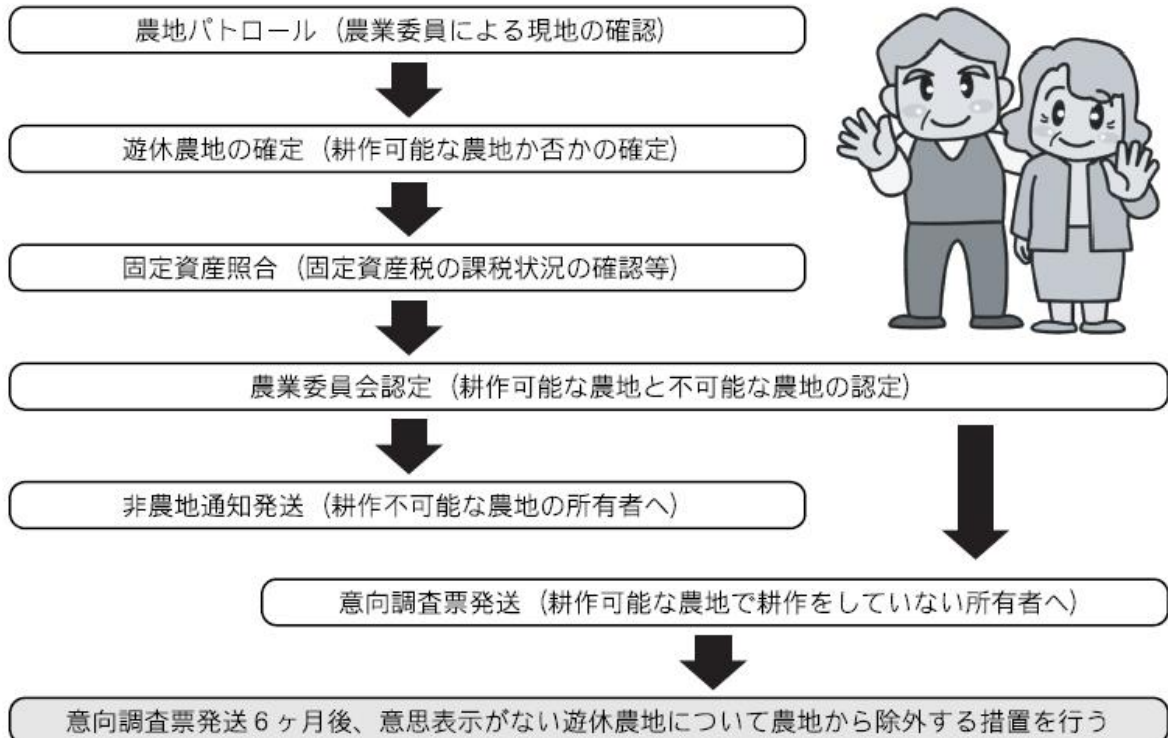
# 農業委員会からのお知らせ(遊休農地の取り扱いが変わります)

## 改正農地法の概要

平成28年4月1日施行

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)	
<b>農地を最大限に有効利用</b>	
<b>農地法の目的等の見直し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化。</li> <li>○ 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化。</li> </ul>
<b>農地の権利取得に係る許可要件の見直し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地域との調和要件」(周辺の農地の農業上の効率的・総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと)を創設。</li> <li>○ 「下限面積要件」(権利取得後の面積が原則都府県50a(北海道2ha)以上)の特例措置を一定の基準に従い定められる主体を都道府県知事から農業委員会に変更。</li> </ul>
<b>農地の賃借規制の見直し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業生産法人以外の法人による農地の借入れを可能に。(業務執行役員のうち一人以上の者がその法人の農業に常時従事すること等の一定の要件が必要)</li> <li>○ 事後において、勧告、許可の取消し等の措置を創設。</li> <li>○ 農地の賃借期間の上限を20年から50年間に延長。</li> </ul>
<b>農業生産法人要件の見直し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業生産法人への加工業者等からの出資制限について、一定の者について緩和(4分の1以下→2分の1未満)。</li> <li>○ 農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限していたが、組合員の合意で賃借により可能に。</li> </ul>
<b>農地の面的集積の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村段階の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)が委任を受けて、所有者に代理して農地を貸し付ける仕組みの創設。</li> </ul>
<b>遊休農地対策の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の判断に基づく対策を改め、市街化区域の農地も含めた全ての遊休農地に対象を拡大。</li> <li>○ 遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施。所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるよう措置。</li> </ul>
<b>これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保</b>	
<b>農用地区域内農地の確保</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない。</li> </ul>	
<b>農地転用規制の厳格化</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ</li> <li>○ 違反転用に対する罰則を強化(法人:300万円→1億円)</li> </ul>	

## 遊休農地対策について事務手続きの流れ



以上のような事務処理が変わりますので、ご協力ご理解くださりますようお願い申し上げます。